

福島県相双保健福祉事務所  
からのお知らせ

## 平成19年度『出張講座』メニュー

相双保健福祉事務所では、地域の方々が快適で健やかな生活を送っていただくため、また、保健等に関する正しい知識を子ども等に伝えるために地域の住民や企業・学校の希望に応じ、職員による出張講座を実施しています。講座の実施方法などについて、お気軽にご相談ください。

No.	分野	講座名	内容	対象者
1	健康	たばこに関する健康講座	たばこの害や受動喫煙を防止するための正しい分煙の仕方をお教えます。	一般住民・ 小中高生
2	健康	お口の健康講座	食事などを楽しむための歯の健康を年齢や対象に応じた内容で実施します。	子どもから 高齢者誰でも可
3	健康	働き盛りの歯の健康講座	歯の健康診断が不十分な社会人。職場での歯の健康づくりを後押しします。	事業所など
4	健康	健康と食生活の密接な関係 (食育講座)	生活習慣病の予防は子どもから。バランスの良い食生活をお教えます。	小中高生・ 一般住民
5	健康	乳幼児突然死症候群(SIDS)の 予防方法	SIDS(乳幼児突然死症候群)とは?その予防方法にお答えします。	保護者
6	医療	薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ」	覚せい剤やMDMAの乱用が増加しています。乱用によってもたらされる結末は…。	小中高生・ 一般住民
7	医療	薬の正しい使い方	病院などで処方された薬や薬屋さんから買った薬の注意点。	一般住民
8	医療	献血のゆくえ	献血した血液はどのように役立っているのでしょうか。	高校生・ 専門学校生等
9	感染症	感染症予防講座	“知って得する感染症予防”子どもや高齢者の予防策の基礎知識を学ぼう。	一般住民・集団 施設等事業所職員
10	感染症	結核ミニ講座	結核がなぜ今増えているのか、早期発見、治療などをお答えします。	一般住民・集団施 設等事業所職員
11	感染症	エイズ・性感染症のおはなし	エイズ等の感染予防や検査方法などをお伝えます。	一般住民・事業所・ 小中高生・保護者
12	衛生	食品衛生教室	食中毒の原因からその予防まで、食品衛生のルールを知ろう!	一般住民・ 事業所
13	衛生	小学生の食の安全教室	手洗い方法から食品表示の知識などを分かりやすく教えます。	小学生
14	衛生	安全な水、おいしい水	日頃から口にする飲料水。一緒に考えてみましょう!	一般住民
15	衛生	空気のはなし(電子かみしばい)	空気の大切さを考えてみよう。	4歳以上
16	衛生	住まいの衛生	アレルギーやシックハウスを防ぐ住まいのあり方、くらし方をお答えします。	一般住民
17	衛生	動物との暮らしで必要な知識 (小学校への獣医師派遣事業)	犬、猫と楽しく暮らすために必要なルールを獣医師からお伝えます。	小学生

■講座に関するお問い合わせ・申し込み先

相双保健福祉事務所 総務企画部(地域支援グループ) ☎(0244)26-1326 FAX(0244)26-1332

※メニュー以外の講座についてもご相談に応じます。

# 「助役」から 「副町長」へ

地方自治法の改正により、4月から「助役」に代えて「副町長」を置くことになりました。初代副町長には、助役の塚越義英氏が就任しました。



塚越 義英 副町長

# 午後の 業務時間を 変更しました

広野町役場では、行政サービス向上のため職員  
の休憩時間を廃止し、午  
後の業務開始時間を12時  
45分からとしました。

## 平成20年

# 歌会始のお題及び 詠進歌の詠進要領

宮内庁

### 1 平成20年歌会始のお題

「火」と定められました。

(注)「火」には例えば、ともしび(灯火)・ほむら(火群)ほなな(火中)などの用例がありますが、必ず「火」の文字を使用してください。

### 2 詠進歌の詠進要領

(1) 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限りません。

(2) 書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください(書式図参照)。

無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください)。

なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

(3) 用紙は、半紙とし、毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意とし、毛筆でなくても差し支えありません。

(4) 病気又は身体障害のため毛筆にて自筆することができない場合は左記によることができます。

ア 代筆(墨書)による。代筆の理由代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。  
イ 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ 視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

### 書式図(横長)

<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">お題 「火」</div> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p style="text-align: center;">(山折り)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">〒 住所 電話番号</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">氏 ふりがな 名 生年月日</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">職業</p>
--

### 3 注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

- (1) お題を詠み込んでいない場合
- (2) 一人で二首以上詠進した場合
- (3) 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合

- (4) 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合
- (5) 2の(4)に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
- (6) 住所、氏名、生年月日、職業を書いていないものその他この詠進要領に  
よらない場合

### 4 詠進の期間

お題発表の日から9月30日までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのもので有効とします。

### 5 郵便の宛先

〒100-8111 宮内庁とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

6 疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページ

(<http://www.kunaicho.go.jp/12/d12-08.html>) を御参照ください。